

いじめ防止に向けた取組

STOP the いじめ

アクションプラン

Ver. 1.0

令和3年1月

岡崎市教育委員会

## はじめに

令和2年10月22日、文部科学省が、「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果を発表しました。その中で、いじめの認知件数は、1985年度の調査開始以来、過去最多を更新しました。また、「重大事態」も過去最多を更新しています。文部科学省は、「教員が積極的にいじめを発見し、早期に介入する方針が定着した」と肯定的に評価しています。ただ、「いじめがある」ということは、子供にとって本来、安全・安心であるはずの学校で、そうではない状況があるということです。

本市においてもいじめ問題の状況は全国と同様です。そのような中、岡崎市教育委員会は、令和2年10月16日に本市いじめ問題対策委員会からいじめ問題に係る報告書の提出を受けました。本報告書には、「学校や教職員において、いじめや重大事態への認知、いじめ防止対策組織をめぐる諸方策について、法が求める水準には至っていないことが明らかになった」との指摘があります。この指摘を真摯に受け止め、改めて、いじめの定義から全教職員が十分に理解することが大切であると考えます。

いじめ防止対策推進法によれば、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされています。つまり、いじめの判断は、行為としてのいじめの有無を取り扱うだけのものではなく、被害児童生徒の精神的苦痛に寄り添った判断が求められます。すべての教職員には、このことを再認識し、十分に理解する必要がありますとともに、児童生徒の精神的苦痛の認知そのものとその背景にある事柄に着目して、事案に対応する力が求められます。わたしたち教員は、「傾聴力」を一層高め、子供たちの心身の苦痛に寄り添いながら丁寧に対応していく必要があります。

岡崎市教育委員会は、本市のいじめ防止対策を抜本的に見直すため、急遽、教育委員会内にプロジェクトチームを立ち上げ、約2か月間検討を重ねて参りました。そして完成したのが、この「STOP the いじめ アクションプラン」です。

各学校においては、本アクションプランの趣旨を十分に理解し、子供たちが明るく楽しく学校生活を送ることができるよう、家庭・地域・関係機関等と連携、協働しながら、いじめ防止対策を積極的に進めていただくようお願いします。

学校が、子供たちの可能性を最大限に発揮できる場になることを切に願っています。

令和3年1月  
岡崎市教育委員会

# いじめ防止に向けた 10 のアクション

## 1 いじめ防止に向けた土台の再構築

### アクション1

「いじめ防止対策推進法」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を活用した研修の実施

## 2 教育委員会の体制強化

### アクション2

いじめの未然防止と対応に関する教師のスキルアップ研修の実施

### アクション3

「いじめ対応支援チーム」の常設

### アクション4

子供、保護者及び市民に対する広報啓発活動等の実施

## 3 学校の体制強化

### アクション5

いじめ対策委員会の強化

### アクション6

生活アンケートの見直し

### アクション7

学級集団適応心理検査の効果的な活用

### アクション8

道徳教育の推進及び児童生徒が主体となった自治的活動の推進

### アクション9

家庭・地域・専門機関との協働

## 4 持続可能な体制づくり

### アクション10

P D C A サイクルによるアクションプランの強化

## 1 いじめ防止に向けた土台の再構築

### アクション1

「いじめ防止対策推進法」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を活用した研修の実施

いじめの判断は、その行為事象のみに着目するのではなく、被害児童生徒の精神的苦痛に寄り添った判断をしていかなければなりません。そのためにも、教育委員会をはじめ、岡崎市の全教員が「いじめ防止対策推進法」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容を十分理解し、指導・支援に生かしていきます。

## 1 目的

校長及び指導主事、全教員が、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容の理解を深める。特に、「いじめの重大事態」の対応については、厳格に実施できるように徹底する。

## 2 実施方法

### (1) 令和2年度

対象	全校長・指導主事	全教員
時期	令和3年1月（1月校長会議）	令和3年2月～3月
講師	教育委員会学校指導課長 等	教育委員会指導主事 等
内容	◎いじめの定義 ◎いじめの重大事態の捉えと対応 ・いじめ防止基本方針の理解 ・いじめの防止等に関する措置 ・教育委員会及び学校の責務	◎いじめの定義 ◎いじめの重大事態の捉えと対応 ・いじめ防止のための基本的施策 ・学校の役割

### (2) 令和3年度以降

対象	新任校長・新任指導主事	初任者・新規採用常勤講師
時期	令和3年5月（新任校長研修会）	令和3年5月（初任者研修）
講師	教育委員会学校指導課長 等	教育委員会指導主事 等
内容	◎いじめの定義 ◎いじめの重大事態の捉えと対応 ・いじめ防止基本方針の理解 ・いじめの防止等に関する措置 ・教育委員会及び学校の責務	◎いじめの定義 ◎いじめの重大事態の捉えと対応 ・いじめ防止のための基本的施策 ・学校の役割

## 2 教育委員会の体制強化

### アクション2

### いじめの未然防止と対応に関する教師のスキルアップ研修の実施

いじめの早期発見、早期対応において、教員が役割に合わせて組織的に対応することが大切です。役割に合わせた力量向上のために、研修を計画的に行います。

## 1 組織的な対応力を高めるための研修

### (1) 目的

- ①いじめ未然防止及びいじめ事案の対応において、学校が関係機関等と連携して組織的に解決する力を習得する。
- ②校内いじめ対策委員会の機動的・効果的な運営方法を知り、組織的にいじめに対応できるようにする。

### (2) 対象

教頭

### (3) 時期

令和3年度内（教頭研修会）

### (4) 講師

- ①スクールソーシャルワーカー、児童相談所職員 等
- ②大学教授、指導主事 等

### (5) 内容

- ・連携すべき関係機関及び連携の方法
- ・組織的対応の具体例
- ・校内いじめ対策委員会の運営の在り方

### (6) その他

- ・令和4年度以降は、本研修を新任教頭研修に位置付け、毎年実施する。

## 2 児童生徒理解の研修

### (1) 目的

相談活動や学級経営、授業等における児童生徒理解について、活用可能な実践的な知識を習得する。

### (2) 対象

教務主任

### (3) 時期

令和3年度内（教務主任会）

### (4) 講師

医師、大学教授 等

- (5) 内容
  - ・相談活動の進め方
  - ・学級経営、授業づくりの方法 等
- (6) その他
  - ・令和4年度以降は、本研修を新任教務主任研修に位置付け、毎年実施する。

### 3 いじめの対応研修

- (1) 目的
  - 教職員が、いじめに的確に対応できるようにする。
- (2) 対象
  - 生活指導主任及び生徒指導主事
- (3) 時期
  - 令和3年2月（生徒指導主任会）
- (4) 講師
  - 教科領域生徒指導の指導員 等
- (5) 内容
  - ・いじめに関する相談を受けたときの対応
  - ・児童生徒への聞き取りの仕方
  - ・保護者と連絡・相談しながら解決を図る方法 等
- (6) その他
  - 令和4年度以降も、本研修を生徒指導主任会に継続的に実施する。

### 4 傾聴スキル向上研修

- (1) 目的
  - 傾聴力を高めるための実践方法と考え方を理解する。
- (2) 対象
  - 特別支援教育コーディネーター
- (3) 時期
  - 令和3年度内（特別支援教育研修）
- (4) 講師
  - 臨床心理士、社会福祉士 等
- (5) 内容
  - ・カウンセリングマインドのもち方
  - ・具体的な傾聴スキルを用いた実践 等
- (6) その他
  - 令和4年度以降は、新任特別支援教育コーディネーターを対象に実施する。

## 2 教育委員会の体制強化

### アクション3

#### 「いじめ対応支援チーム」の常設

いじめの重大事態やそれにつながる解決が困難な事案について、教育委員会内に支援チームを編成・常設して情報を共有し、学校のいじめ対応を直接的または間接的に指導・助言・支援します。

### 1 目的

- (1) 教育委員会は、年度当初から「いじめ対応支援チーム」を常設し、迅速かつ適切に対応する。
- (2) 重大事態や学校の対応だけでは解決することが困難な事案が発生したときに「いじめ対応支援チーム」を招集し、適切な指導・助言を行っていく。
- (3) 重大事態が発生したとき、調査を実施する主体を、学校か第三者委員会か判断するための情報を収集する。

### 2 構成員

教育相談センター所長、教育支援係長、生徒指導担当指導主事、指導主事、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、弁護士、警察OB 等

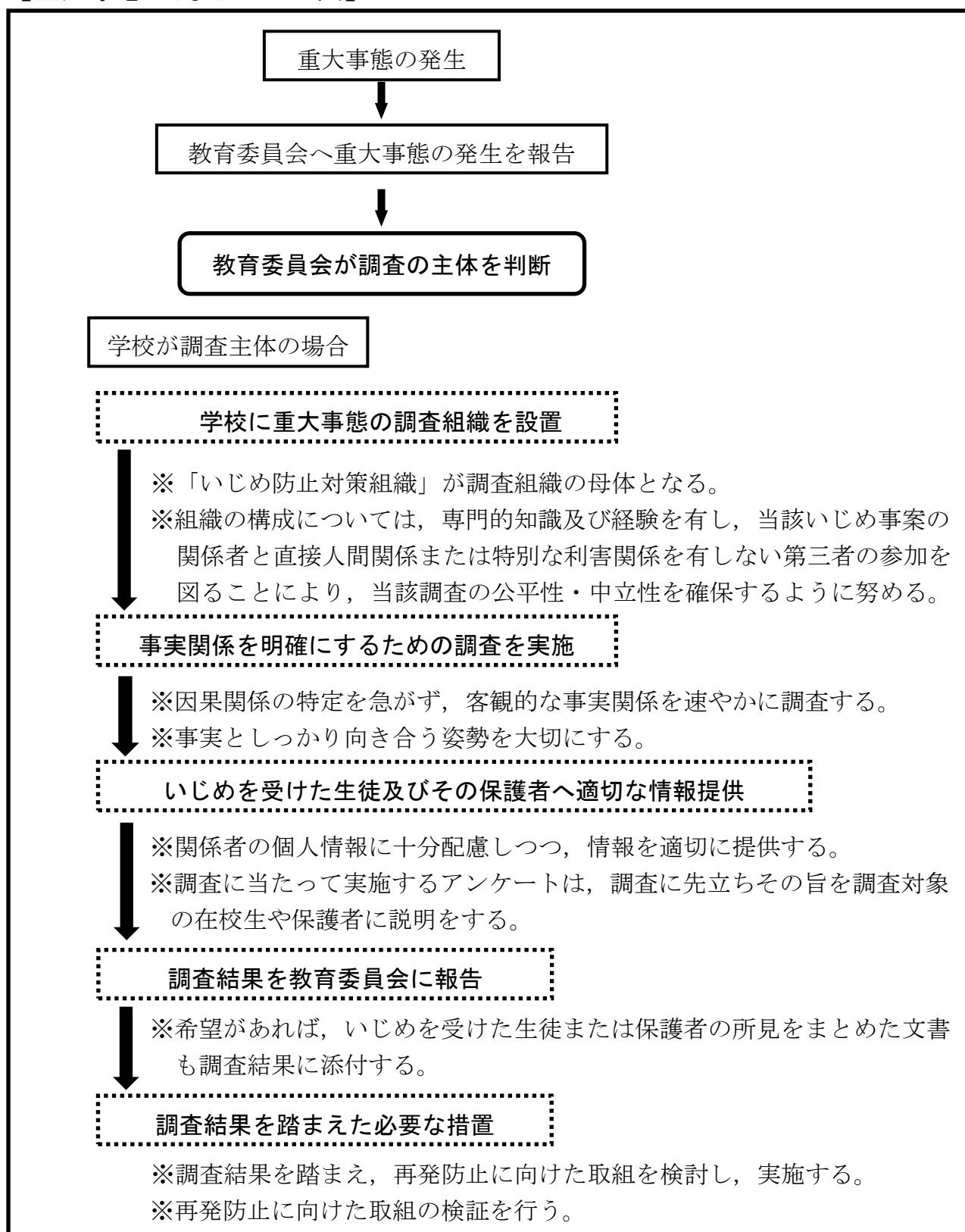
※必要に応じて、スクールロイヤー（西三河教育事務所）を構成員とする。

### 3 支援内容

- (1) 重大事態や学校だけで解決することが難しいと思われる事案に対して、いじめの状況を速やかに把握して支援方法を検討し、学校への指導・助言・支援を行う。
- (2) 必要に応じて「いじめ対応支援チーム」の中から学校へ派遣する人員を決め、学校での対応を支援する。
- (3) 子供や保護者に対して、心的なケアが必要と判断した場合は、臨床心理士やスクールソーシャルワーカー等を学校に派遣する。



## 【重大事態の対応フロー図】



引用 令和2年10月16日 岡崎市いじめ問題対策委員会  
 「平成30年度に岡崎市内の公立中学校で発生した  
 いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する調査に係る報告書」75ページ



## 2 教育委員会の体制強化

### アクション4

子供、保護者及び市民に対する広報啓発活動等の実施

いじめを受けたことで困っている児童生徒や、子供がいじめを受けていることに悩んでいる保護者、本市のいじめ防止に向けた取組を知りたい市民が、頼ることのできる場をつくります。

### 1 目的

岡崎市のホームページに「STOP the いじめ ～いじめ防止に向けた取組～」を開設して、いじめで困っている子供、保護者及び市民が対応の参考となる内容を掲載し、いじめの解決に向けて適切な対応がとれるようにする。

### 2 開設場所

岡崎市ホームページ > 市政 > 教育委員会 > 学校教育 > 「STOP the いじめ」

### 3 掲載内容

- (1) 本市のいじめ防止に向けた取組を掲載する。また、各学校のいじめ防止等における基本方針を、学校ホームページとリンクして掲載する。
- (2) Q & A方式で掲載し、いじめで困った子供や保護者、または市民がいつでも閲覧できるようにし、いじめの対応や解決に向けての参考となるようにする。
- (3) 掲載内容の例は下記のとおり。それぞれの質問に対する回答を掲載する。

例・「いじめってなあに？」

- ・「いじめを見たらどうすればいい？」
- ・「いじめの重大事態ってなに？」
- ・「いじめの重大事態への対応は？」
- ・「いじめは誰に相談したらいいの？」
- ・「岡崎市はどんな取組をしていますか？」
- ・「各学校はどんな取組をしていますか？」
- ・「いじめを早く発見するには？」
- ・「インターネット上のいじめはどうしたらいい？」 等

### 3 学校の体制強化

#### アクション5

#### いじめ対策委員会の強化

教員が一人の判断でいじめの対応をすることがあってはなりません。各学校に設置してあるいじめ対策委員会が迅速かつ組織的に対応できるようにします。そのために、校長を中心とした、実効性のあるいじめ対策委員会の運用を進めます。

#### 1 目的

- (1) 専門的な立場の人材をいじめ対策委員会に位置付けたり参加を依頼したりし、専門的・客観的な視点で指導・助言をいただくことで、いじめの解決につなげる。
- (2) 学校は、いじめ対策委員会について、定例会だけでなく、いじめが起きたときに機動的・効果的に開催する。

#### 2 外部専門家の活用

- (1) いじめ対策委員会の構成員に、スクールカウンセラーを必ず位置付け、助言を受ける。また、必要に応じて相談活動を実施する。
- (2) 重大事態を含め、いじめの内容に応じて、以下の外部専門家の出席を依頼する。  
スクールソーシャルワーカー、臨床心理士、弁護士、警察 OB、児童相談所職員 等

#### 3 議事録の作成及び共有

- (1) いじめ対策委員会を行った際には、適切に議事録を作成・保管し、その後の指導等に役立てる。
- (2) 重大事態や重大事態が疑われる場合は、議事録を教育委員会へ提出する。
- (3) 学校は、教育委員会の設置する「いじめ対応支援チーム」から指導・助言を受け、より具体的な対応を適切に行う。

### 3 学校の体制強化

#### アクション6

#### 生活アンケートの見直し

いじめを未然に防止するためには、児童生徒の小さなサインを見逃さず、児童生徒の状況や人的関係等を正確にキャッチすることが大切です。そのために、生活アンケートの調査内容や調査方法を見直します。

#### 1 目的

- (1) 児童生徒のプライバシー保護を重視した実施方法により、子供たちの心の内面にあるもの、いじめの実態を正確に把握する。
- (2) 質問項目は、学校の実情に応じて見直しを行い、発達段階に応じたものにする事で、児童生徒の状況を正確に把握する。
- (3) 保護者アンケートを実施することで、保護者からの心配事や気になる情報を把握する。

#### 2 対象

児童生徒、保護者

#### 3 実施方法

- (1) 学校は、学期に2回以上実施する。
- (2) 学校の実情に応じて、記名式と無記名式を効果的に取り入れる。
- (3) 児童生徒・保護者のプライバシー保護に注意して実施する。  
例・児童生徒はアンケート用紙を自宅へ持ち帰り記入し、封筒に入れて提出する。  
・ICT機器を活用して実施する 等
- (4) 学校は、アンケートだけに頼らず、児童生徒との面接や保護者との面談を行う。

#### 4 いじめの記載があった場合の対応

- (1) 速やかにいじめ対策委員会を開催して情報を共有し、対策を検討する。
- (2) 被害者への聞き取りを丁寧に行い、事実を把握した上で保護者とも共有する。
- (3) 加害者への聞き取りを丁寧に行い、事実を把握した上で保護者とも共有する。
- (4) 把握した内容を基に、再度、いじめ対策委員会を開催し、いじめの解決に向けて対応方法を協議する。また、事案によって継続的に開催する。
- (5) 必要に応じて教育委員会へ報告するとともに、相談する。

### 3 学校の体制強化

#### アクション7

#### 学級集団適応心理検査の効果的な活用

いじめが起きない学級集団をつくるために、教室が児童生徒にとって安心できる場所となるようにします。そのために、学校生活における一人一人の児童生徒の意欲や満足感、級友・教員との関係性および学級集団の状態を把握し、指導・支援に生かします。

#### 1 結果の分析と対応の強化

- (1) 侵害行為認知群、非承認群、学級生活不満足群について、全国平均値よりもよい状況であることに安心せず、なぜこの群に入ってしまったのかを分析する。
- (2) 課題の把握後、改善の手立てについて、集団による指導・支援が有効か、個別による指導・支援が有効かを見極める。
- (3) 支援の方法については、学年や学校全体、いじめ対策委員会等で共有し、効果があったものは他の学級でも積極的に採用を試みる。
- (4) 年度や学級担任が変わっても、継続して情報共有するとともに、情報の保管・活用を確実に行う。
- (5) 結果だけにとらわれず、教員による丁寧な観察等、多角的に対応するように配慮する。また、結果を過度に学級経営に反映させないよう十分に注意を払う。
- (6) 結果を基に、子供たちの状況を把握し、必要に応じてソーシャルスキルトレーニングを行う。

#### 2 活用に関する研修

- (1) 目的
  - ①学級集団適応心理検査の適切な実施方法を理解する。
  - ②結果に基づいた個人や集団の分析の精度を高め、対応策の検討に効果的に結び付ける。
- (2) 対象  
教務主任
- (3) 時期  
令和3年度内に2回（4月、6月を予定）
- (4) 講師  
大学教授 等
- (5) 内容
  - ①1回目 ・学級集団適応心理検査の適切な実施方法
  - ②2回目 ・検査結果シートの見方・分析方法・活用の仕方
- (6) その他  
教務主任は、研修後、在籍校において教員を対象に校内研修を行う。

### 3 学校の体制強化

#### アクション8

#### 道徳教育の推進及び児童生徒が主体となった自治的活動の推進

発達段階に応じて、子供がいじめを自分の事として捉え、考えることにより、どの子供もいじめをなくしたいという気持ちを高め、いじめを積極的に解決しようとする実践的な態度を育みます。

#### 1 道徳教育を要とした人権教育の推進

- (1) 新学習指導要領が求める「考え・議論する道徳」に沿って、児童生徒が扱う題材を自分の事として捉え、深く考え、よりよい行動に移すことができるような授業を展開する。
- (2) 人権擁護委員やいじめ問題対策連絡協議会の構成員等を、道徳の授業に講師として招く等、児童生徒の人権に関する意識を高める。また、必要に応じて学校の取組について助言をいただく。
- (3) 具体的な取組の例
  - ・傍観者、いじめる側、いじめられる側のそれぞれの視点に立って考える授業
  - ・役割演技を通して、仲間はずれにする側の気持ち、される側の気持ちを考える授業
  - ・インターネットの書き込みや新聞記事を活用した具体例を基に、議論する授業

#### 2 児童生徒が主体となるいじめ防止活動

- (1) 児童会・生徒会等、子供たちが企画・運営をして活動することで、主体的に考えて行動し、他を思いやる温かな心を育てる。
- (2) 人権擁護委員やいじめ問題対策連絡協議会の構成員等を、児童生徒が主体となるいじめ防止活動に招く等、児童生徒の人権に関する意識を高める。また、必要に応じて学校の取組について助言をいただく。
- (3) 具体的な活動例
  - ・いじめ撲滅集会
  - ・思いやり月間（友達のよい面を発見し、伝え合う活動）
  - ・きずなを深める会
  - ・愛のメッセージ募集
  - ・人権標語の募集



### 3 学校の体制強化

#### アクション9

#### 家庭・地域・専門機関との協働

いじめは、学校内で起きるとは限りません。地域の子供たちに気になる様子が見られた場合は、家庭や地域から情報をつかみ、いじめの早期発見、早期解決につなげます。

#### 1 家庭と学校の協力体制の強化

- (1) 学校は、保護者対象のアンケートを行ったり、保護者会等で情報を共有したりし、いじめの早期発見や迅速な解決に向けて協力体制を構築する。
- (2) 学校は、PTA（父母教師会）と連携し、スマートフォンやタブレット端末等によるインターネットの安全な使い方についての啓発活動を行う。
- (3) 学校は、年度末の学校診断アンケート等を家庭に依頼し、いじめ防止に向けた取組について意見を聴取し、改善に生かす。

#### 2 民生委員・児童委員や福祉機関との連携

- (1) 学校は、いじめの実態について民生委員や児童委員と定期的に情報交換する場を設定し、継続していじめに関する情報を共有する。
- (2) 学校は、心配な児童生徒について、民生委員や児童委員へ学区での見守りを依頼する。
- (3) 学校は、必要に応じて児童相談所や市家庭児童課等の福祉機関と連携を図り、児童生徒に関する情報共有を図るとともに、適切な指導・助言を受ける。

#### 3 中学校区における児童生徒健全育成協議会の開催

- (1) 学校は、各中学校区における児童生徒健全育成協議会でいじめ防止に向けた取組も協議事項とし、各小中学校における取組やいじめの現状を伝える。
- (2) 学校は、学校におけるいじめ対策の取組やいじめの現状について説明し、協議会の委員から助言を受ける。
- (3) 学校は、校外において、いじめの疑いがある子供の状況を見聞きした場合には学校に通報するよう、協議会の委員へ依頼する。

## 4 持続可能な体制づくり

### アクション 10

### P D C A サイクルによるアクションプランの強化

アクションプランを軸にした、本市のいじめ防止に向けた取組が、持続性・実効性をもったものとなるようにします。そのために、アクションプランや取組を定期的に見直し、改善を図る取組を行います。

#### 1 アクションプランの評価

- (1) 教育委員会は、アクション 1 から 4 について自己評価を行う。
- (2) 教育委員会は、アクション 5 から 9 を評価する質問指標を学校に示す。
- (3) 質問指標の例は以下のとおり。それぞれの項目を 4 段階で評価する。

アクション 1	①研修内容が理解度
アクション 2	①研修内容が理解度 ②学校における実践
アクション 3	①いじめの解決 ②迅速な解決 ③適切な対応
アクション 4	①ホームページ閲覧者による適切な情報の収集 ②ホームページの認知度 ③ホームページの更新
アクション 5	①いじめ対策委員会への専門家の参加 ②いじめ対策委員会の機動的・効果的な開催 ③いじめ対策委員会におけるいじめの解決への効果
アクション 6	①児童生徒・保護者のプライバシーを保護したアンケートの実施 ②調査項目の見直しによるいじめの早期発見・早期解決 ③いじめ対策委員会におけるいじめの記載があった案件全ての情報共有
アクション 7	①活用に関する研修の実施 ②学級集団及び児童生徒の状態の把握と、指導・支援への活用 ③いじめ対策委員会における支援方法の共有
アクション 8	①児童生徒のいじめに対する問題意識の向上 ②いじめ問題対策連絡協議会の構成員の活用
アクション 9	①家庭と学校の協力体制 ②民生委員・児童委員や福祉機関との連携 ③児童生徒健全育成協議会の開催

- (4) 学校は、アクション 5 から 9 に相当する部分について評価項目を工夫して具体的な観点で自己評価できるようにする。
- (5) 学校は、自己評価の結果を教育委員会へ報告する。

#### 2 結果の活用

- (1) 教育委員会は、学校から報告された自己評価の結果を集約し、その結果を教育委員に報告して助言をいただき、次年度へ生かす。
- (2) 教育委員会は、報告された各学校の自己評価に基づき、主事訪問等の際に適切な指導・助言を行う。
- (3) 学校は、学校評議委員会等で取組の見直しについて説明し、評議委員から意見を聴取し、次年度に生かす。
- (4) 教育委員会は、評価結果を岡崎市ホームページで公表する。
- (5) 教育委員会は、調査結果を次年度の具体的な取組の改善に生かす。



## ＜いじめ防止への取組の年間計画＞

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やSCの生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健教育（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会、学年保護者会での「学校いじめ基本方針」の説明
5月		○現職研修①	○総体応援練習（1年） ○情報モラル指導（ネットモラル）		○健全育成協議会 ○部活懇談会
6月			○●●川クリーンデー（1年） ○職場体験学習（2年）	○ハイパーQUの実施→検証	
7月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証		○「生活（いじめ）アンケート」 ○担任との個人面談	○個別懇談会
8月		○中間評価→検証			
9月			○長寿者訪問 ○大運動会	○身体測定	
10月		○現職研修②			○健全育成協議会
11月			○合唱コンクール ○学校保健委員会		
12月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間（講話・道徳授業）	○「生活（いじめ）アンケート」 ○担任との個人面談	○個別懇談会
1月			○保健指導（命の大切さ）	○身体測定	○PTA主催のあいさつ運動
2月		○自己評価	○立志の式（2年） ○卒業を祝う会	○ハイパーQUの実施→検証	○保護者への学校評価アンケート ○健全育成協議会
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し		○「生活（いじめ）アンケート」（1, 2年） ○担任との個人面談（1, 2年）	○個別懇談会
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活ノート		

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。

引用 令和2年10月16日 岡崎市いじめ問題対策委員会  
「平成30年度に岡崎市内の公立中学校で発生した  
いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する調査に係る報告書」76ページ



## おわりに

未来を切り拓き、次代を生きる子供たちの資質能力として、自分で考え判断し、実行する力、多様な人々の価値観を理解し、共に生き、新たな未来や技術、世界を創造する力が必要です。

学校が、すべての子供たちにこのような力を育むことができる魅力的な場となるよう、岡崎市教育委員会は、来年度から5年間の計画で「学校教育等推進計画」を策定する予定です。その中に、岡崎の教育のキーワードとして、「自立」「共生」「創造」があります。

「自立」は、自分で考えて、判断して、実行することができること

「共生」は、様々な個性をもつ人々と共に生きていくことができること

「創造」は、日々の生活や授業などで新たな自分を創り出すこと

このうちの「共生」は、個人の尊厳の尊重の上に成り立つものと考えます。そして、個人の尊厳を尊重する気持ちや態度を育むためには、人権教育や道徳教育の充実、インクルーシブ教育システムの構築、「チーム学習」を軸にした授業改善などと共に、本アクションプランを活用したいじめのない魅力ある学校づくりは欠かせません。

岡崎の教育を担う我々教員は、すべての子供たちの幸せな未来のため、本アクションプランの確実な実行をここに誓います。

令和3年1月  
岡崎市教育委員会

### いじめ防止等対応プロジェクトチーム

リーダー	教育長	安藤直哉
サブリーダー	教育監	加藤有悟
メンバー	教育相談センター所長	安藤眞樹
	学校指導課長	太田幹也
	学校指導課指導管理係長	山元嘉与
	学校指導課指導研修係長	浅井貞人
	学校指導課教育支援係長	神谷敦仁
	生徒指導担当主事	河合和広